

○「所管施設等の被害状況」への掲載を対象とする災害は、沖縄総合事務局災害対策本部が警戒又は非常体制を発令した災害を対象としています。

※警戒又は非常体制発令の主な基準

- ・沖縄地方で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・沖縄地方に津波警報、大津波警報が発表されたとき
- ・沖縄本島地方、宮古島地方及び八重山地方（与那国地方を除く）に暴風警報が発表されたとき
- ・その他、台風、降雨、出水、高潮等により相当な災害が起こり、又は起こるおそれがあるとき